

長野県環境審議会第5次長野県水環境保全総合計画策定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 長野県における水環境保全対策の総合的な推進を図るための第5次長野県水環境保全総合計画を策定するに当たり、当該計画の内容について検討及び協議するために、長野県環境審議会第5次長野県水環境保全総合計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行うものとする。

- (1) 第5次長野県水環境保全総合計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）9名以内で組織する。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、書面をもって調査及び検討の結果を報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、長野県環境部水大気環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年7月18日から施行する。